

「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」について（概要）

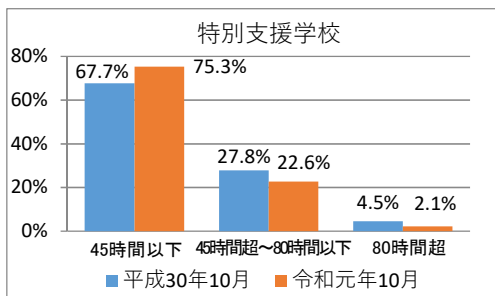
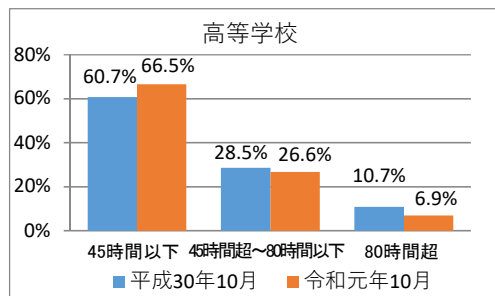
I 今年度の取組状況及び成果

1 都立学校の状況

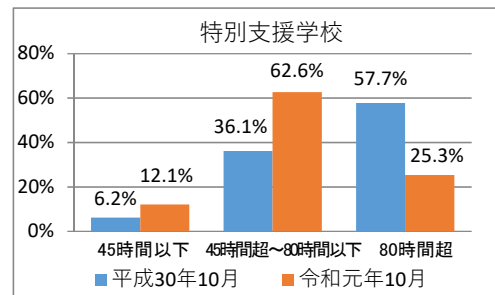
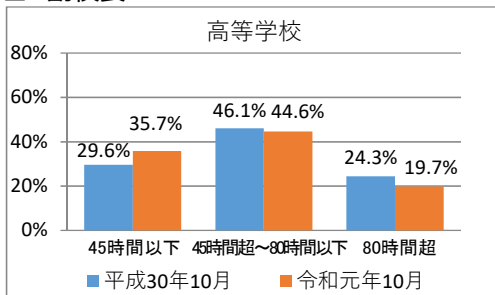
● 教員の1か月当たりの時間外労働の状況

◇ 平成30年10月のカードシステムデータと令和元年10月のカードシステムデータによる比較
※校外における時間外労働時間は含まない。

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



□ 副校長

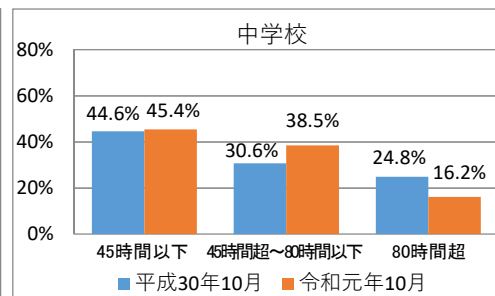
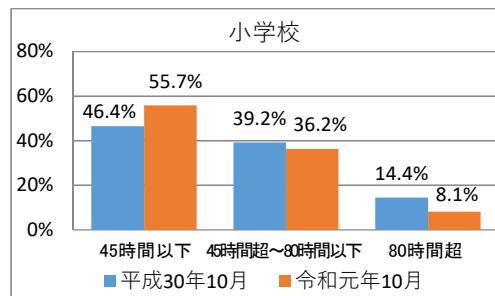


2 都内公立小・中学校の状況

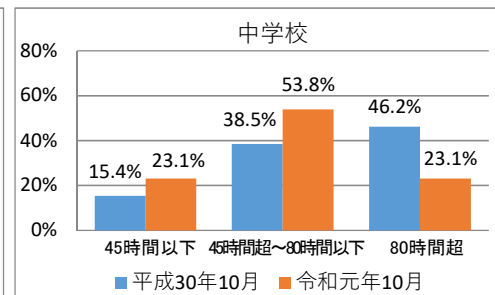
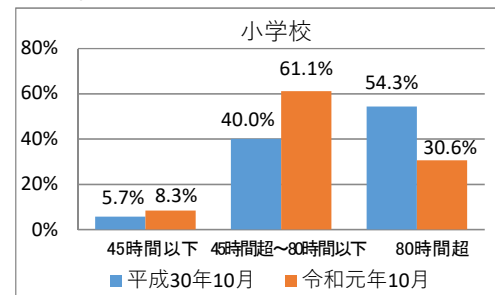
● 教員の1か月当たりの時間外労働の状況

◇ タイムレコーダーで在校時間を客観的に把握している区市における平成30年10月のデータと令和元年10月のデータによる比較（1区1市）
※校外における時間外労働時間は含まない。

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



□ 副校長



3 主な取組の実施状況及び成果

● 「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の策定等〈都立〉

- 国のガイドラインを踏まえ、「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定併せて、学校現場における働き方改革の効果的な取組事例集を作成・周知
- 働き方改革の推進に向けて、教員、保護者等に都教育委員会としてのメッセージを発信

● 長期休業期間中等における学校閉庁日の設定〈都立〉

- 全都立学校において原則5日以上の学校閉庁日を設定

● スクール・サポート・スタッフの配置〈小中〉

- 導入状況 45地区986人を補助対象に決定
- 効果 教員の在校時間が縮減

校種	削減時間/週
小・中学校	▲4時間30分

※配置前後の同月における教員一人当たりの在校時間の比較

● 部活動指導員の配置〈中学・都立〉

- 導入状況 33地区386人を補助対象に決定、都立学校163校に599人を配置
- 効果 顧問の部活動指導時間が縮減、生徒の部活動に対する意欲や技能が向上

校種	削減時間/週	校種	削減時間/週
中学校	▲1時間33分	都立学校	▲1時間53分

※配置前後の同月における顧問一人当たりの部活動指導時間の比較

● 学校マネジメント強化モデル事業の実施〈小中・都立〉

- 実施状況 小・中学校120校、都立学校14校においてモデル実施
- 効果 副校長の在校(等)時間が縮減

校種	削減時間/週	校種	削減時間/週
小学校	▲7時間46分	高等学校	▲9時間28分
中学校	▲4時間15分	特別支援学校	▲12時間35分

※配置前後の同月における副校長の在校時間（小・中学校は在校等時間）の比較

4 区市町村における働き方改革の取組状況

<令和元年12月末時点>

	カードシステム等により客観的に把握	校長等の現認や自己申告等により把握	未把握
在校時間の把握状況	34地区	24地区	4地区

都の補助事業を活用するなどして、令和元年度末には6割強、令和2年度末には約9割の区市町村がカードシステム等により在校時間を客観的に把握できる見通し

	導入済み	導入予定あり	未定
統合型校務支援システムの導入状況	38地区	13地区	11地区

	設定済み	検討中	未検討
学校閉庁日の設定状況	53地区	6地区	3地区

II 今後の展開

1 令和2年度の主な取組

都立学校における取組

- 全校で学校閉庁日を原則5日以上設定
- 教職員を対象としたテレワークをモデル校において試行実施
- 学校マネジメント強化モデル事業の実施規模を46校に拡大
- 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を踏まえ、ICT機器等の整備を推進
⇒ 統合型校務支援システム、庶務事務システムの導入に向けた開発に着手

都内公立学校共通の取組

- 教員OB等を活用し、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を全都立学校で実施（小・中学校はモデル実施）
- 退職教員等を対象に多様な働き方をPRし、働く意欲を醸成
- 都立学校及び中学校における部活動指導員の配置規模を計1,188人に拡充

小・中学校における取組

- 在校時間を客観的に把握するためのシステムや統合型校務支援システム等の導入を進める区市町村に対し、財政支援を実施
- 22学級以上の大規模な小学校への英語専科指導教員の配置を拡充
- スクール・サポート・スタッフ配置支援事業の実施規模を1,500人に拡充
- 学校マネジメント強化モデル事業の実施規模を小・中学校569校に拡大

東京学校支援機構による支援

- 都内公立学校への多角的支援を目的に令和元年7月に設立した（一財）東京学校支援機構（TEPRO）において、人材バンク等を開始
- 人材バンクにおいて、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなど学校のニーズに合った外部人材の情報を収集・蓄積し、質の高い人材情報を安定的に学校へ提供

2 教員の業務量の適切な管理等に関する規定等の整備

- 令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）が改正
これを受け、文部科学大臣はガイドラインで示した上限時間を法的根拠のある「指針」として定め、令和2年1月に告示
- 指針の内容を踏まえ、都教育委員会においては以下のように対応
 - ① 服務監督権者である各教育委員会が在校等時間の上限等に関する方針を規則等において定められるよう、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を令和2年第1回都議会定例会で改正予定
 - ② 上限時間等を上記条例の施行規則（東京都教育委員会第4回定例会に付議予定）に規定し、「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改正予定
 - ③ 都の条例改正等について区市町村教育委員会に周知の上、積極的な規則改正等を依頼
- 区市町村教育委員会は上限時間等を規則等に定め、区市町村立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の改正等を予定

指針に定める上限時間

- 時間外における在校等時間について、1か月45時間
- 時間外における在校等時間について、1年間360時間
- ※ 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合は特例あり